配 [偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

改正(平成十六年六月二日法律第六十四号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び基本計画 (第二条の二・

第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条 第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条 第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条 第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条 第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国におい ては、 日本国 .憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、 人権の擁護と男女平等の 実現 に 向 ゖ

た取組が行われている。

ح ک_ی 自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、 済が必ずしも十分に行われてこなかった。 ところが、 配偶者からの暴力は、 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、 また、 配 偶者からの)暴力の 個人の尊厳を害し、 被害者は、 多くの場合女性であ 男女平等の実現の妨げとなっ 被害 ij I者の救 経済的

際社会における取組 を保護 のような状況を改善し、 するための施策を講ずることが必要である。 にも沿うものである。 人 権 の擁護と男女平等の実現を図るためには、 このことは、 女性に対する暴力を根絶しようと努めてい 配偶者からの暴力を防止し、 る国 害

暴力の防止及び被害 ここに、 配偶者からの暴力に係る通報、 者の保護を図るため、 相談、 この法律を制定する。 保 護、 自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律に ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。 等を受けた後に、 撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。 言動 (以下この項において「身体に対する暴力等」 その者が離婚をし、 おいて「配偶者からの暴力」とは、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 と総称する。 以下同じ。) 又はこれに準ずる心身に有害 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻)をいい、 配偶者からの身体に対する暴力 当該配偶者であった者か な影響を を及ぼ

2 の法律において「被害者」とは、 配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 離婚」 この法律にい には、 婚姻の う「 配偶者」 届出をしていな には、 婚姻 しし が 事 の 届出をし 実上婚姻関係と同様の事情に てい ないが事実上婚姻関 あっ 係 た者が、 と同様の事 事実上離婚したと同様 , 情 にある者を含み

国及び地方公共団体の責務)

の事情に入ることを含むものとする。

その適切 国及び地方公共団体は、 な保護 を図る責務を有する 配偶者からの暴力を防止するとともに、 被害者の自立を支援することを含め

第一章の二 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、 主務大臣」という。 Ιţ 国家公安委員会、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 法務大臣及び厚生労働大臣 の (以下この条及び次条第四項に ための施策に関する基本的な方針 お 11 て

以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。 を定めな ければならない。

2 基本方針におい ては、 次に掲げる事項につき、 次条第一 項の基本 計 画 の指針となるべきものを定めるも の لح

する。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のため の施 策 の内容に関 する事 項

その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のため の施 策の実施に関する重要 事 項

3 しなければならない。 主務大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行 政機 関 の長に 協 議

4 主務大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならない。

基本計画)

第二条の三 のための 施 策の 都道府県は、 実施に 関する基本的な計画(以下この条に 基本方針に即して、 当該都道 府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者 お ١J て 基本計画」 という。 を定めなけ 'n にばなら の 保 護

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ない。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施 策の実施 内容に関
- Ξ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための 施策の実施 に関する重要事 項
- 湯は、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、 都 道府県に対し、 基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければな

らない。

3

都

道府

基本計画

を定め、

第二章 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センター)

都道府県は、 当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴

力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

市 町村(特別区を含む。 以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、

力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、

次に掲げる業務を行う

ものとする。

3

配偶者暴力相談支援センターは、

2

被害者に関する各般の問題 につい て、 相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹 介す

ること。

被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

被害者 (被害者がその家族を同伴する場合にあっては、 被害者及びその同伴する家族。 次号、第六号、 第

五条及び第八条の三において同じ。) の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、 住宅の確保、 援護等に関する制 度 の利 用等

当該各施設が配

偶

者

に . つ しし て、 情 報 の 提 供、 助 言 関 係機 関との 連 絡調 整そ の他の援 助を行うこと。

五 うこと、 第四章に定める保護命令の制度 の利用について、 情報の提供、 助 言 関係機関 への連絡その他の援助を行

六 を行うこと。 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報 の提供、 助 言 関係 機 関 との 連絡調 整 その 他 の 援 助

4 前項第三号の一 時保護は、 婦 人相談所が、 自ら行い、 又は厚生労働 大臣が定める基準を満たす者に委託し て

行うものとする。

5 被 害者の保護を図るための活動 配偶者暴力相談支援センター を行う民間の は、その業務を行うに当たっては、 団体との連携に努めるものとする。 必要に応じ、 配 偶者からの暴 力の防 近及び

婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員 ĺţ 被害者の 相談に応じ、 必要な指導を行うことができる。

婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、 婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 同じ。)を受けている者を発見した者は、 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。 その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通 以下この章に 報するよう努 おい て

めなければならない。

2

医 師そ の他の医 療関係者は、 その業務を行うに当たり、 配 偶者からの暴力によって負傷し又は に疾病に か かっ

たと認 められ る者を発見したときは、 その旨を配偶者暴力相談支援センター 又は警察官に通報することができ

ಠ್ಠ の場合に おいて、 その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 規 刑法 定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。 明治四十年法律第四十五号) の秘密 漏 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は 前 項 の

4 する情報を提供するよう努めなければならな たと認められる者を発見したときは、 医師その他 の医 療関係者は、 その業務を行うに当たり、 その者に対し、 しし 配偶者暴力相談支援センター 配偶者からの暴力によって負傷し又は 等 の 利用につい 疾病 て に その か かっ

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七 うとともに、 に対し、 配偶者暴力相談支援センターは、 第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センター 必要な保護を受けることを勧奨するものとする。 被害者に関する通報又は 相談 が行う業務の内容につい を受け た場合には、 て説明及び助 必要に · 応じ、 言を行 被 者

(警察官による被害の防止)

第百六十二号)、 暴力の制止、被害者の保護そ よう努めなければならない。 警察官は、 警察官職務 通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、 の 執 行法 他 の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措 (昭和二十三年 法律第百三十六号) その他の法令の定めるところに 警察法 (昭和二十九年法律 置を講ずる より、

警察本部長等の援助)

方面本部長。 、条の二 警視総監若しくは道 第十五条第三項にお 府県警察本部長 11 て同 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につい ては

に対 からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。 め の 又は 援 助 国家公安委員会規則で定めるところにより、 を受け 警察署長 たい ば 旨の申出が 配偶者からの暴力を受けてい あり、 その申出を相当と認めるときは、 る者か 当該被害を自ら防止するため 5 配偶者からの暴力による被害を自ら防 当該配偶者からの暴力を受けてい の 措置の教 気示その 他 するた 配 偶 る者

(福祉事務所による自立支援)

第八条 者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、 務 所」という。)は、 の 三 社会福 祉 法 生活保護法 (昭和二十六年法律第四十五号) (昭和二十五年法律第百四十四号)、 に定める福祉 に関 児童福 する事務 祉 法 所 昭和二十二年法律第百六 (次条におい て 福 被害

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 するよう努めるものとする。 係機関は、 配偶者暴 被害 者の保護を行うに当たっては、 力相談支援センター、 都道府県警察、 その適切な保護が行われるよう、 福 祉事務所等都 道府県又は市町村の関 相互に連携を図りながら協 係機 関 その 他 の 力

苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 ときは、 適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする 前条の 関係機関は、 被害者の保護に係る職員 の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた

第四章 保護命令

保護命令)

被害者 配 偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。 以下この章に お しし て同じ。 が配偶者

から

が生活の本拠を共にする場合に限る。 項 偶 被 **ത ത** を命ずるものとする。 者 身体に対する暴力を受けた後に、 害 取 更 I者 の ij であっ な 消 る され 身体 申立てにより、その生命又は た 者。 お いて同じ。 ī た場合にあっては 対する暴 以下この条、 ただし、)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい 力 配 同項第三号及び第十八条第一 偶者か 第二号に掲げる事項については、 当該配偶 被害者が離婚をし、 身体に危害が加えられることを防止するため、 らの身体に対する暴 者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。 又はその婚姻が取り消された場合に 力を受け 項に お 申立ての時において被害者及び当該配偶 いて同じ。 た後に、 被) に 対 害 日者が離 当該 Ų 婚 次の ときは、 配 をし、 偶者 あっ 各号に ては、 又は 第十二条 配 裁 揭 判 偶 そ 者か 所 げ の る事

勤 を 除く。 務先その他その 以下この号におい 通常所 在する場所の付近をは て同じ。 その 他 の ŀ١ 場 かい 所 に お してはならないこと。 11 て被害者の身辺に つきまとい 又は 被害者 の 住

命令

Ò

効

力が生じた日から起算し

て六月間、

被

害者の

住居

(当該配偶者と共に生活

の

本

午拠とし

7

l١

る

住

当該住居 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 の付近をは しし かいしてはならないこと。 被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及

2

動 に 又は を行っていることその他の 前 配 L١ 頂 偶 発した裁判所は、 なくされることを て単に「子」という。 本文に規定する場 治者に対 命 令の 被害者 防 合に 効 止するた)と同居しているときであって、 力が生じた日以後 事情があることから被害者がその同居している子に関 お の申立てにより、 ١١ て、 め 必要が 被 害者がその成年に達し あると認めるときは、 同号の その生命又は身体に危害が加 規 定に 配偶者が幼年の子を連れ ない よる命令の 前 子(以下この項及び第十二条第 項 第 効 ー 号 の 力が生じ えられることを防 規 定に して配偶者と面会すること た日から起算して六月を よる 戻すと疑うに足りる言 命令を発する 止するため、 項 第三

当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。 就学する学校その他その通常所在する場 の 経過する日までの間、 項に おい て同じ。)、就学する学校その他 当該子の住居 (被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としてい 所の 付近をはい の場所において当該子の身辺につきまとい、 かいしてはならないことを命ずるものとする。 る住居 又は当該子の を除く。 ただし、 住居、 以下こ

(管轄裁判所)

第十一条 住所が知れないときは居 前 条第一 項の規定による命令の申立てに係る事件は、 所) の所在地を管轄する地方裁 判 所の 管轄 相手方の住所 に属 する (日本国内に 住 所 が ないとき又は

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、 次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 でしなければならない。 第十条の規定による命令(以下「 保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載し た書面

- 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- に足りる申立ての時における 配 偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認める 事情
- 偶 者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申 第十条第二項 の 規 定による命令の 申立てをする場合にあっ ては、 被害者が当 該同 居してい る子に関 て配

立て

の

時

におけ

る

事

情

兀 Ų 偶 身 者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。 配 又は援助若しくは保護を求め に 偶 対す : 者暴 る暴力を受けた後に、 力相談支援センター の た事 被害者が離婚をし、 職員又は警察職員に対 実の有無及びその事実が 又はそ Ų の婚姻が取り 配 間番か あるときは、 に 関 して前 5 の 消された場合にあっ 身 次に掲げ 体 三号に掲げる事 に対する暴 る 事 項 力 項 (icon て 配 は 偶 て相談 か 該配 5

1 当該 配偶者暴力相談支援センター 又は当該警察職 員の 所属官署の名称

相談 Ų 又は 援助若しくは保護を求め た日 時及び場 所

八 相談又は 容

求め た援助若しくは保護 の 内

2 = 前 項 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の の 書 面 以下「 申 立 書 りり う。 に同項第 四号イから二までに掲げ 内 容 る事 項 の 記 載 が な L١ 場 合に

立書には 年法律第五十三号) 第五十八条ノニ 同項第一号から第三号までに掲げる事項 第一 項 の につい 認証を受け ての申立人の たもの を添付し 供述を記 なけ 載 れ し ば た ならな 書面で公証 人法 明 治

(迅速な裁判)

四

裁判所は、 保護命令の申立てに係る事件については、 速や かに裁判 をするものとする

保護 命 令事 件 の 審 理 の 方法

るときは、

この

限りでな

ll

第十四条 とができない。 保護 命令は、 ただし、 口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋 その期 日を経ることにより保護命令の申立ての 目 の期 的を達することができない 日を経なければ、 これを発するこ 事 情 があ

2 力相談支援センター 申立書に第十二条第一項第四号イから二までに掲げ 又は当該所 属官 署の長に対し、 申 : る 事 立 人 が <u>項</u> 相談 の記載が し 又は ある場合には、 援 助若しく は 保 裁 2判所 護 を求 ば め 当該 た 際 の 配 状 偶 況 者

は

由

びこれ 暴力相談支援センター又は当 に 対 して執られ た措置 の 該所属官署の 内容を記載した書面 、長は、 これに速やかに応ずるものとする。 の提出 を求めるものとする。この場 合に お 1) て、 当該配

3 立人から相談を受け、 め た事 裁判所は、 項に関して更に説明を求めることができる。 必要があると認める場合には、 若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、 前項の 配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署 同項の規定により 書 面 の長又は の 提出を求

保護命· 令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。 ただし、 口頭弁論を経ない で

決定をする場合には、 保護命令は、 相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは 理由の要旨を示せば足りる。 審尋の 期

2

3 によって、その効力を生ずる 保護命令を発したときは、 裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管

4 保護命令は、 執行力を有しない。

る警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

即 時 抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

2 前 項 の 即 時抗告は、 保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3

命令の が あったときに限り、 即 時 効力の停止を命ずることができる。 抗 告が あった場合におい 抗告裁判所は、 ζ 保護命令の取消しの原因となることが明 申立てにより、 事 件の記 録が原 即 時 裁判所に 抗告についての裁判 存する間は、 らかな が効力を生ずるまでの 原 事情 裁判所も、 が あることにつき疎 この 処分を命ず 間 保護

轄

す

日

に

お

け る

言

渡

- 4 規 定による命令が発せられているときは、 項の規定により第十条第 項第一号の規定による命令の効力の停 裁 判所は、 当該命令の効 力 の 止を命ずる場合におい 停止をも 命じない け れば て、 な らない。 同条第 項 の
- 5 前二 項の 規定による裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一 項第一号の規定による命令を取り消す場合におい ζ 同条第二項 の規定による命令
- 7 前条第三項の規定は、 第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判 所が 保護命令を取り消した場合につい て 準 用

保護命令の取 消し

す

が

発せられ

てい

るときは、

抗告裁判所

は

当該

命令をも取

り消さな

け

れ

ば

な

らな

ľ

Ź る命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、 令を取り消さなけ ては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に 当該裁判所 保護命令を発した裁判所は、 がこれらの命令の申立てをした者に異 ればならない。 第十条第一 当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 項 第 一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の 議 が ない ことを確認し において、 同条第一 これらの命令を受け 項第二号の規定による命令に たときも、 同 様とする た者が 当該 規 申 定 保 に 護 命

- 2 取 り消す場合について準用する。 前条第六項の規 流定は、 第十条第一 項第一号の規定による命令を発し た裁判所が前項 の規定により当該命令を
- 3 第十五条第三項 条第一項第二号の規定による命令の再度の の規定は、 前 項 の場合につい 申立て) て準 甪 ゚゙する。

第 十

第十条第 項 第二号の 規定に よる命令が発せられた後に当該発せられ た命令の申立ての 理 由となった

支障を生ずると認めるときは、 することができないことその他 に に 配 限り、 体に より当該発せられ 者と共に生活 対 当該命令を発するものとする。 する 暴 力 と同 の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責 た命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居から の 事 実を理由 当該命令を発しないことができる。 の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき とする同号の ただし、 当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著し 規定による命令の 再度 の申 めに帰することのできな 立てが あっ たときは 事 情 の 転 が 居 あ 裁 るとき を L١ 判 完了 事 所 由 は

2 掲げ に の 同 掲 事 項第四号中「 前項の申立てをする場合にお 情 る げる事項」 事項並び Ļ 同条第二項 とあるのは「 に第十八条第一 前三号に掲げ 中 同項 る事 第 一 項本文の事情」 ける第十二条の規定の適用については、 第 項 号 一号から第三号までに掲げる事項」 とある 第二号及び第四号に掲げる事項並 のは とする。 第 一 号及び第二号に 掲げ とあるのは びに第十八条第 同条第一項各号列記 る事 項 並び 同項第一号及び第二号に に第十 一項本文の 以外 八 条第 の 事 部 , 情 」 分中「次 項 ۲ 本文

(事件の記録の閲覧等)

そ の 正 は 相手方にあっては、 九条 相手方に対する保護命令の送達 本、 保護 謄本若しくは 命令に関する手続につい 保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、 抄本の 交付又は事 (があるまで Ź 件 当事者は、 の間 に関する事 ば、 こ 裁判所書記官に対し、 の限りでない。 項 の 証 明 書の交付を請 事件の 「求す 記録の ることができる。 閲覧若しくは 又

法務事務官による宣誓認証)

行うことができない 法 務局若 しくは地方法務局又はその支局 場 合には 法 (務大臣は、 当該法務 の管轄区域内に公証 局若しく は地 方法務局又はその支局に勤 人がい ない場合又は公証 務 人がその する法 務 務 務 を

官に第十二条第二 項 (第十八条第二項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。 の認証 を行わせること

ができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に .特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、 その性質に反しない

限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号

)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、 保護命令に関する手続に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定め

ಕ್ಕ

第五章 雑則

職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 搜 查、 裁判等に職務上関係のある者(次項に おい て「 職務

関係者」という。 Ιţ その職務を行うに当たり、 被害者の心身の状況、 その置かれている環境等を踏まえ、

被害者の国籍、 障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、 その安全の確保及び秘密 の 保持に十分な

配慮をしなければならない。

2 るために必要な研修及び啓発を行うものとする。 国及び地方公共団体は、 職務関係者に対し、 被害者の)人権、 配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深

め

教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、 配偶 者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発

に努めるものとする。

調 査研究の推進等)

第二十五条 ための指導の方法、 .係る人材の養成及び資質 国及び地方公共団体は、 被害者の の 心 身の 向上に努めるものとする。 健康を回復させるため 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、 の 方法等に関する調査研究の推進並び 加 害者の に被害者の保 更生 ഗ

民間 の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、 配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の

都道府県及び市の支弁)

団体に対し、

必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二十七条 都道府県は、 次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない

第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げ る費 用

を除く。

め る基準を満たす者に委託して行う場合を含む。 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護)に要する費用 同条第四項に規定する厚生労働大臣が定

Ξ 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、 社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う

場 合を含む。)及びこれに伴い 必要な事 務に要する費用

2

ιį

市 İψ 第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならな

玉 の 負担及び補 助

第二十八条 国は、 政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項

第一号及び第二号に掲げるものについては、 その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、 予算の範囲内におい て、 次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 都道 府県が前条第 項の規定により支弁した費用のうち、 同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 市が前条第二項 の 規定により支弁した費用

第六章 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 罰則

第二十九条

第三十条 第十二条第一 項 (第十八条第二 項の 規定により ・読み替えて 適 用する場合を含む。 の規定に ょ IJ

べき事項につい て虚偽の記載 のある申立書により保護命令の申立てをした者は、 十万円以下の 過料に 処する

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、 公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 ただし、 第二章、 第六条 配 偶 者

暴力相談支援センター に係る部分に限る。

第七条、第九条 配偶者暴力相談支援センター に係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条 の規定

(経過措置)

Ιţ

平成十四年四月

日から施行する。

又は援助若しくは保護を求めた場合に 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関し お ける当該被害 者 からの保護命令の 申立てに 係る事 件に . 関 する第十 て 相

談 二条第 支援センター」 項第四号並びに第十四条第二項及び第三項 とあるのは、 _ 婦人相談所」とする。 の規定 の適用 だっい ては、 これらの規定中「 配偶者暴 力相

附 則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

(次項におい この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 てっ 旧 法」という。) 第十条の規定による命令の申 立てに係る同条の規定による命令に関する

事件については、なお従前の例による。

2 適用については、 の の 攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正 暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 申立て (この法 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不 同項中「二月」とあるのは、 律 の 施 行後最 初にされるも のに限る。 (以下「新法」という。) 「二週間」とする。 があった場合における新法第十八条第 第十条第一 項第二号の規定によ 後 の 項 配 の規 偶 る命令 者から 定 法 の な

(検討)

られ その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 新法 の規定につい ては、 この法律の施行後 三年 を目途として、 新法の施行状況等を勘案し、 検討が加

え